

市第 153 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）等が公布されました。この改正に伴い、関連する条例の一部を改正します。

あわせて、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例については、事業所が円滑な運営を行うことができるよう、条例の一部を改正します。

2 改正する条例

	改正条例	対象施設・事業
1	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 60 号） ※以下、「児童福祉施設基準条例」という。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター ※以下、「児童福祉施設」という。
2	横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 61 号） ※以下、「指定通所支援基準条例」という。	児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所 ※以下、「障害児通所支援事業所」という。
3	横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 62 号） ※以下、「指定障害児入所基準条例」という。	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 ※以下、「障害児入所施設」という。
4	横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成 27 年条例第 2 号） ※以下、「認定こども園条例」という。	認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）
5	横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 46 号） ※以下、「幼保連携型認定こども園基準条例」という。	幼保連携型認定こども園
6	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年条例第 47 号） ※以下、「家庭的保育事業等基準条例」という。	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 ※以下、「家庭的保育事業等」という。
7	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 48 号） ※以下、「特定教育・保育施設等基準条例」という。	保育所、施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 ※以下、「特定教育・保育施設等」という。
8	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 49 号） ※以下、「放課後児童健全育成基準条例」という。	放課後児童健全育成事業所（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ等）

3 改正の概要

(1) 児童福祉施設等における児童の安全に関する事項

ア 児童福祉施設等について、児童の安全の確保を図るため、安全計画の策定、研修・訓練等の定期的な実施及び安全計画に基づく取組等の保護者への周知を義務付ける規定を設けます。

<対象施設>

児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）※1※2/
障害児通所支援事業所／家庭的保育事業等／放課後児童健全育成事業所

<対象条例>

児童福祉施設基準条例／指定通所支援基準条例／指定障害児入所基準条例/
家庭的保育事業等基準条例／放課後児童健全育成基準条例

イ 児童福祉施設等について、児童等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、自動車への乗降の際に、点呼等の方法により所在を確認することを義務付ける規定を設けます。

<対象施設>

児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）※1 /
障害児通所支援事業所／認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）※3/
家庭的保育事業等／放課後児童健全育成事業所

<対象条例>

児童福祉施設基準条例／指定通所支援基準条例／指定障害児入所基準条例／認定こども園条例
家庭的保育事業等基準条例／放課後児童健全育成基準条例

ウ 保育所等について、通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する安全装置を装備し、降車時、当該装置を用いて園児等の所在確認をすることを義務付ける規定を設けます。

<対象施設>

保育所／児童発達支援センター／児童発達支援事業所／医療型児童発達支援事業所/
放課後等デイサービス事業所／認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）※3/
家庭的保育事業／小規模保育事業／事業所内保育事業

<対象条例>

児童福祉施設基準条例／指定通所支援基準条例／認定こども園条例／家庭的保育事業等基準条例

※1 (1)ア・イ、児童福祉施設のうち、助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターについては、省令改正において、対象児童・施設の運営等の実態に鑑み対象外となっています。

※2 (1)ア、「保護者への安全計画に基づく取組等の周知」について、児童福祉施設においては、保育所と児童発達支援センターのみ対象となっています。

※3 (1)イ・ウ、認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園は学校保健安全法施行規則で同様の規定が設けられます。

(2) 社会福祉施設を併設する保育所等の特有の設備・専従の人員の共用

保育所等と他の社会福祉施設を併設する場合、必要な保育士や面積を確保しており、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、特有の設備・専従の人員について共用・兼務できる規定を設けます。

また、児童発達支援事業等における児童の発達支援に従事する職員の専従規定について、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等の児童への支援も行うことができる規定を設けます。

<対象施設>

保育所／児童発達支援センター／児童発達支援事業所／医療型児童発達支援事業所／
幼保連携型認定こども園／家庭的保育事業等

<対象条例>

児童福祉施設基準条例／指定通所支援基準条例／幼保連携型認定こども園基準条例／
家庭的保育事業等基準条例

(3) 児童福祉施設等における業務継続計画の策定等

ア 児童福祉施設等について、感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画を策定・周知し、必要な研修・訓練を定期的的に実施することを努力義務とする規定を設けます。

<対象施設>

児童福祉施設※₄／幼保連携型認定こども園／放課後児童健全育成事業所

<対象条例>

児童福祉施設基準条例／幼保連携型認定こども園基準条例／放課後児童健全育成基準条例

イ 児童福祉施設等について、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務とする規定を設けます。

<対象施設>

児童福祉施設※₄／幼保連携型認定こども園／家庭的保育事業等／放課後児童健全育成事業所

<対象条例>

児童福祉施設基準条例／幼保連携型認定こども園基準条例／家庭的保育事業等基準条例／
放課後児童健全育成基準条例

※₄ 児童福祉施設のうち、障害児入所施設及び児童発達支援センターは、令和3年3月の条例改正において(3)ア・イについて義務化の規定が設けられています。

(4) 保育所等における看護師等の配置特例の要件見直し

これまで、乳児4人以上を入所させる保育所に限り、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる規定を設けていましたが、当該規定に係る乳児の在籍人数の要件を撤廃します。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うにあたって保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする規定を設けます。

<対象施設>

保育所／認定こども園

<対象条例>

児童福祉施設基準条例／認定こども園条例／幼保連携型認定こども園基準条例

(5) 民法の「懲戒権」削除に伴う懲戒に係る条文の削除

児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことを受け、関連条例を改正します。

<対象施設>

児童福祉施設／幼保連携型認定こども園／家庭的保育事業等／特定教育・保育施設等

<対象条例>

児童福祉施設基準条例／指定通所支援基準条例／指定障害児入所基準条例／

幼保連携型認定こども園基準条例／家庭的保育事業等基準条例／特定教育・保育施設等基準条例

(6) 放課後児童支援員のみなし適用

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）では、参酌すべき基準として、放課後児童支援員は、保育士や社会福祉士等の基礎資格要件を有し、都道府県知事等が実施する研修を修了した者と定められています。

この放課後児童支援員について、事業所が幅広く人材を確保し柔軟なクラブ運営ができるよう、「事業者新たに雇用された者であって、雇用された日から起算して1年以内に都道府県知事等が実施する研修を修了することが見込まれる者」を含むこととします。

<対象施設>

放課後児童健全育成事業所

<対象条例>

放課後児童健全育成基準条例

4 施行期日

令和5年4月1日

なお、3（5）懲戒に係る条文の削除に関する規定のうち、児童福祉施設基準条例を除いた条例の改正規定については、公布日と同日とします。

また、3（1）ア 安全計画の策定については、保育所及び家庭的保育事業等を除き、令和6年3月31日まで、3（1）ウ 通園用自動車の安全装置設置については、令和6年3月31日まで、経過措置を設けます。

【参考資料】改正条例及び対象施設・事業一覧

	改正条例	対象施設・事業	(1)安全に関する事項			(2)特有の設備・専従人員の共用	(3)業務継続計画等		(4)看護師の配置特例見直し	(5)懲戒に係る条文削除	(6)放課後児童支援員
			ア 安全計画	イ 所在確認	ウ 通園用自動車の安全装置		ア 業務継続計画の策定	イ 感染症等の研修			
1	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第60号）	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・児童厚生施設 ・児童養護施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター 	○ (助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く※1)	○ (助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く※1)	保育所 児童発達支援センター	保育所 児童発達支援センター	○※2	○※2	保育所	○	—
2	横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第61号）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む） ・医療型児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 	○	○	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所	令和3年3月の条例改正にて改正済	令和3年3月の条例改正にて改正済	—	児童発達支援センター	—
3	横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第62号）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設 	○	○	※1	—	令和3年3月の条例改正にて改正済	令和3年3月の条例改正にて改正済	—	○	—
4	横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年条例第2号）	・認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）	従来より別法規にて規定※3	○	○	—	※1	※1	○	—	—
5	横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第46号）	・幼保連携型認定こども園	従来より別法規にて規定※3	別法規により規定※4	別法規により規定※4	○	○	○	○	○	—
6	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年条例第47号）	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 	○	○	○ 居宅訪問型保育事業を除く※1	○	※1	○	従来より、看護師の配置特例に係る要件なし	○	—
7	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第48号）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・施設型給付を受ける幼稚園 ・認定こども園 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 	—	—	—	—	—	—	—	○	—
8	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第49号）	・放課後児童健全育成事業所（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ等）	○	○	※1	—	○	○	—	—	○

※1 対象児童・施設の運営等の実態に鑑み、省令改正において対象外となっています。

※2 児童福祉施設のうち、障害児入所施設及び児童発達支援センターは、令和3年3月の条例改正において（3）ア・イについて義務化の規定が設けられています。

※3 従来より学校保健安全法により策定が義務付けられています。

※4 学校保健安全法施行規則にて新たに規定が設けられます。